

継続企業問題と2つの監査モデル

～二重責任の原則の空洞化と重要性の原則のパラドックス～

前 山 政 之

1. 問題提起

企業の財務諸表は継続企業（Going-Concern）の公準を前提に作成され、財務諸表監査も同様の前提のもとに行われる。しかし企業の存続を当然の前提として、財務諸表の適正性のみについて監査人が意見表明を行ったとしても、そのような監査に対して、財務諸表利用者は価値を認めるだろうか。このようなゴーイング・コンサーンに関わる問題（以後、継続企業問題とする）は、監査に対する社会のイメージと監査人の認識のギャップから派生する問題、つまり期待ギャップ（Expectation Gap）問題の論点の一つである。米国のように、ベンチャー企業が数多く生まれる一方で、また倒産する企業も多いといった多産多死型の企業社会においては、継続企業の公準が財務諸表の当然の前提として妥当であるとは言い切れないだろう。おりしも日本においても、第二店頭市場の開設により赤字会社の公開も認められるようになり⁽¹⁾、継続企業問題が公認会計士監査における重要な問題となる可能性は否定できない。

ところが米国においても企業の存続能力についての評定（以下では継続企業監査⁽²⁾とする）に関しては、消極的な意見が多い⁽³⁾。消極論の根拠としては、後で詳述するように、監査機能の本質に関わるものから、実務上の障害に至るまで様々なものがある。本稿では、継続企業監査の障害の一つである二重責任の原則に焦点を当て、その妥当性を批判的に検討する。

本稿の構成は以下のとおりである。次のセクションでは、継続企業問題を取り巻く情勢について述べる。ここでは、継続企業監査へのニーズの増大、監査基準書に見られる継続企業監査への取り組み、継続企業監査に対する障害について述べる。そして第3セクションでは、継続企業監査に対する障害のうち最

も本源的と思われる二重責任の原則への抵触の問題をとりあげ、このことが必ずしも継続企業問題に対する障害とはなり得ないことを論ずる。最後に第4セクションで、継続企業監査から得られる日本の監査制度へのインプリケーションを述べることにする。

2. 継続企業問題を取り巻く情勢

(1) 継続企業監査へのニーズの増大

1960年代後半米国では、監査人が無限定適正意見を表明した企業がその後、倒産するという事態が頻発した⁽⁴⁾。また1980年代に入っても監査人による適正意見を受けた貯蓄貸付組合の倒産が相次いだ⁽⁵⁾。このような倒産によって株主をはじめとする企業の利害関係者は、甚大な損害を被った。彼らは自分の損失を少しでも取り戻すために、損害の補填能力のある者（deep pockets）として監査人を訴えた⁽⁶⁾。彼らは、監査人が監査を通じて自分たちよりも倒産企業の情報を入手できる立場にいたにも関わらず、何ら警告を発しなかったことをとりあげて訴えたのである。一方、監査人たる公認会計士の側でも会計事務所間の競争の激化による監査の質の低下などがあり、彼らの訴えを一概に退けることができる状況にはなかった。このような要因が相まって、利害関係者の訴えが裁判の中で認められたために、監査人はこの問題に取り組まねばならなくなったのであった。

ところで冒頭にも述べたように、監査人は企業が継続して存続することを前提に財務諸表の監査を行う。しかし近年の企業を取り巻く不確実性の増大は、このような会計の基本的前提の妥当性に対する疑義を増大させている。表1は、1985年度のSEC管轄下の米国の企業の1割強が存続能力についての疑義を条件とした監査意見を付されていることを示している。

表1 公開会社の条件付意見

階層	監査報告書総数	条件付意見	存在能力	(%)	訴訟	(%)
A	6,917	900	577	8%	151	2%
B	967	183	135	14%	33	3%
C	355	74	50	14%	9	3%
D	1,749	374	287	16%	38	2%
合計	9,988	1,531	1,049	11%	231	2%

G.T.White, et al.(1987)

(注) 表1については以下の説明を要する。

階層Aは、500社以上のSEC登録会社を監査する旧ビッグ8会計事務所

階層Bは、30社以上500社未満のSEC登録会社を監査する8つの会計事務所

階層Cは、10社以上30社未満のSEC登録会社を監査する20会計事務所

階層Dは、10社未満のSEC登録会社を監査する1,075の会計事務所

このように財務諸表の当然の前提に疑問の余地のある企業が多いことは、監査上重要な問題である。次に会計プロフェッションが継続企業問題を監査基準書においてどのように扱ってきたのかを示すことにする。

(2)継続企業監査への取り組み～監査基準書の展開

AICPAが初めて継続企業問題について公表したステートメントは、監査手続書第15号(1942)であった。不確実性の累積的影響によって、監査報告書に限定事項を記載する必要が生ずるかもしれない、あるいは(その限定事項が)意見表明を不可能にするかもしれない状況をもたらす可能性について示唆している。ただし継続企業問題について、監査報告書にどのように記載するかは、監査人の裁量に任されていた。

続いて会計連続通牒第90号(1962)と監査手続書第33号(1963)では、財務諸表が未確定事項によって重大な影響を受けるとき、限定意見を表明するために「～を条件として」というフレーズを用いることを要求した。これは、条件付限定意見と呼ばれるものである。

1974年に公表された監査基準書第2号では、企業の存続能力に関する不確実性は他の不確実性と同じ方法で報告されるべきとされた。また、企業の存続能

力を考慮する際には、記録された資産の回収可能性と負債の分類に主たる関心をおくべきとした。そして該当する重大な未確定事項が存在する場合、限定意見もしくは意見差控にすべきであると規定した。

1978年の監査人の責任に関する委員会（通称コーエン委員会）は、その報告書の中で監査基準書第2号の有用性に疑問を投げかけた。つまり未確定事項によって限定意見とすべきか否かについて評価する責任は、監査人の基本的役割と両立しないと結論づけ、むしろ財務諸表の開示によって継続企業問題は伝達されるべきであると主張した。

1981年3月に公表された監査基準書第34号「企業の継続的存続に疑義が生じた場合における監査人の検討（The Auditor's Considerations an Entity's Continued Existence）」は、継続企業に関する不確実性を理由に監査報告書が修正されるべきことと、継続企業能力に関する評価のための実務上の指針を提供した。監査基準書第34号では、監査人が被監査会社の存続能力に疑問を生じた場合、記録された資産の回収可能性と負債の分類を考慮すべきであるとした。また通常の監査手続によっては必ずしも継続企業の前提に反する情報を発見できないことを考慮して、被監査会社の継続企業の評価についての責任を監査人に課していない。

監査基準書第34号までの継続企業問題に関する一連の規定については、いくつかの批判があった。その第一として、条件付限定意見の報告形式は、その情報内容が曖昧であり、不適切であるというものである。また条件付限定意見の規準が、財務諸表の表示にあるのか、継続企業問題自体にあるのか不明確であるという問題点も指摘されていた。さらに財務諸表の利用者に早期警告情報を提供するのには、監査人の責任ではなく、経営者の責任ではないかという批判もなされた。

一向に収まらない企業不正や監査人に対する訴訟に対応するため監査基準審議会（Auditing Standard Board : ASB）は1988年に期待ギャップ基準と呼ばれる一連の監査基準書を公表した。その中の一つである監査基準書第59号「継続企業としての企業の存続能力についての監査人による検討（The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern）」において、これまでよりも踏み込んだ形で継続企業問題に対する姿勢を示している。以下にその特徴を示す。

監査基準書第59号では、合理的期間（財務諸表の日付から1年を超えない）の被監査会社の存続能力を、すべての場合において評定しなければならないと規定された。監査基準書第34号では、継続企業の前提に反する情報を監査人が入手した場合のみ、被監査会社の存続能力の評定が要求されていた。そして監査基準書第59号では存続能力に重大な疑義があれば、資産の回収可能性および負債の分類に直接関連づけることなく、監査報告書に記載しなければならないとされた。さらに監査基準書第34号において意味内容が曖昧であるとのことで不評であった条件付意見が監査基準書第59号では廃止された。そして存続能力に関する疑義について、意見区分とは別に説明区分を設けることによって、継続企業問題と監査意見との直接的関連づけはなされなくなったのであった。

監査基準書第59号は、監査人が必ず合理的期間の被監査会社の存続能力を評定しなければならないと規定する一方で、将来事象の予測に対して監査人が責任を負わないことをすることによって監査人の責任を限定している。

このように継続企業問題に対する監査基準書の対応は、徐々にではあるが積極的な方向へ向かっているといえる。しかしその反面、歯切れの悪さのようなものも感じさせることも否めない。これは継続企業問題を積極的にとりあげるには様々な障害が横たわっていることを示している。

(3) 継続企業監査の障害

継続企業監査へのニーズが高まる一方で、これまで監査人の側で積極的に取り組もうとしなかったのは、この問題が監査人にとって深刻化していなかったというだけではなく、継続企業監査に取り組むにあたっての障害が存在していたからである。以下では、これらの障害について述べることにする。

継続企業問題に対する第一の障害は、継続企業監査が監査人の伝統的な役割を逸脱する危険性があるということである。つまり監査人の役割とは、情報リスク（財務諸表の適正性）の評定であって企業リスク（企業外の要因によって企業の成長や存続が脅かされる危険）の評定ではないと考えられている。これを支えているのが二重責任の原則である。つまり情報の作成責任は経営者であり、情報の評定責任は監査人にあるというものである。この原則については次のセクションでとりあげる。

監査継続企業監査に対する第二の障害として、監査人の適性面からの限界ということもあげられる。つまり監査人は情報リスクの評定を行うための専門能力は有するが、企業リスクの評定を行うための専門能力は持っていないとする議論である。確かに監査人は、監査を通じて一般の財務諸表利用者よりも被監査会社についての情報を多く持っているといえる。しかし企業の将来予測というのは、会計情報についての専門知識だけではなく、その他の様々な知識・能力が要求されるため、あくまで会計についての専門家である公認会計士がその任に堪えるのかという問題がまず生じる。これについては、監査人の役割というよりもむしろ証券アナリストの方が適しているのではないかという考え方もある。

第三点は、継続企業問題が、情報利用者への伝達という点でもデリケートな要素を含んでいることである。被監査会社の存続能力にそれほど重大な問題がなかった場合でも、被監査会社の存続能力に重大な疑義ありとして、監査報告を行ったことによって、被監査会社が取引先と取引の中止や資金調達のストップなどによって、本当に倒産してしまったり、存続能力に問題が生じてしまう可能性があるため、どのように監査報告書でとりあげるべきかは重要な問題である⁽⁷⁾。

第四点は、存続能力の評定が監査人の役割に新たに加わることで、監査人の訴訟リスクが従来よりも増大することである。つまり被監査会社の存続能力について特に問題なしと判断し監査報告を行った後で、もしその会社が倒産した場合、監査人は当然のように財務諸表の利用者から訴訟の脅威に晒されることになる。逆に監査人の監査報告によって被監査会社が財務的困窮に陥った場合、監査人は、経営者から被監査会社に損害を与えたとして訴えられる可能性があることも覚悟しなくてはならない。

第五点は、企業の存続能力に疑義を表明しようとする監査人に対して、経営者は、自分に有利な意見表明をしてくれる監査人に交代させる可能性があることである。いわゆるオピニオン・ショッピングの問題であるが、監査人は、継続企業問題についての意見の対立によって顧客を失う可能性があると考えられるのである⁽⁸⁾。

最後の点は、継続企業問題に関連する会計基準（特に開示基準）が十分に整備されていないことである。継続企業監査に対する一つの考え方として、企業

の継続能力に関する情報を開示させる基準を整備した上で経営者に開示させるのがよいという考え方がある。そうすれば企業の存続能力についての経営者の主張を開示の適正性という視点から検証することによって、監査人は財務諸表の信頼性の評定という従来の枠組みの中で、継続企業問題を扱うことができるというものである。

このような考え方にたった場合でも、現行の会計基準は十分であるとはいえない。Boritz(1991)によれば、「継続企業」に関する開示で考慮されるべき点は以下のとおりである。

- (a)「継続企業」に関する開示は素早く行われるか。
- (b)「継続企業」に関する開示情報は完全か、つまり財務諸表利用者の意思決定に適合するすべての重要な情報を提供しているか。
- (c)開示内容は理解可能か。

また彼は、財務諸表利用者と監査人にアンケート調査を行っている⁽⁹⁾。それによれば財務諸表利用者が必要としている情報とは、(1)なぜ財務的困窮に陥ったのか、(2)何らかの契約不履行があるか、(3)事態を好転させるためにどのような行動がとられているかについての情報、(4)当該企業を財務的に支援する他企業の情報、といったものである。

これらの情報が十分かつタイムリーに開示されるように会計基準が整備されていなければ、経営者が開示していない企業の存続能力に関する情報について監査人が必要な情報を提供しなければならなくなる。この点で、従来の保証という監査機能を超えた監査人の役割が要求されることになる。

これらの障害の存在が会計プロフェッションをして継続企業問題に対して及び腰にしている要因である。しかし報告面の問題やオピニオン・ショッピングの問題は、実証研究によればそれほど実際には見られるわけではない⁽¹⁰⁾。そこで本稿では①の障害をとりあげ、継続企業監査が本当に監査人の役割から逸脱していると言えるのかという点にしばって、次のセクションで論ずることにする。

3. 監査人の役割と継続企業監査

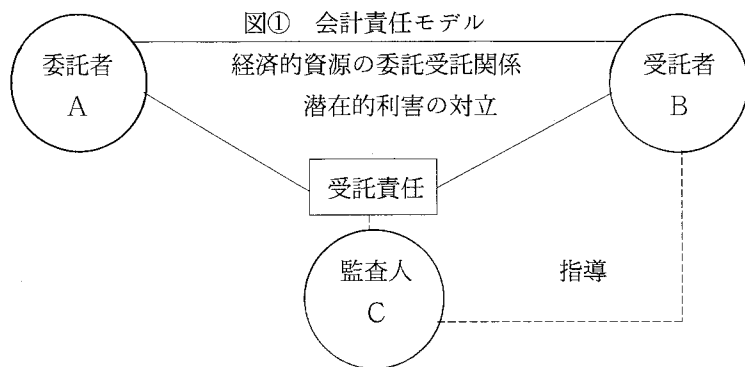
(1)二重責任の原則の問題点

継続企業監査が監査人の役割を逸脱すると主張する根拠には、二重責任の原

則がある。二重責任の原則とは、会計情報の作成責任は経営者にあり、会計情報の評定責任が監査人にあり、両者がそれぞれの責任を果たすことによって、利用者にとって有用な財務報告が行われるというものである。この二重責任の原則は、AICPAの監査手続書・監査基準書に見られ⁽⁴⁾、監査人の責任問題をとりあげたコーエン委員会報告書（1978）において、改めて確認された考え方である。では二重責任の原則の背後には、監査についてのどのような考え方があるのだろうか。ここでは、この原則が想定している監査モデルをコーエン委員会報告書の記述をもとに考えてみることにする。同報告書では、経営者と監査人の役割分担について次のように述べている。

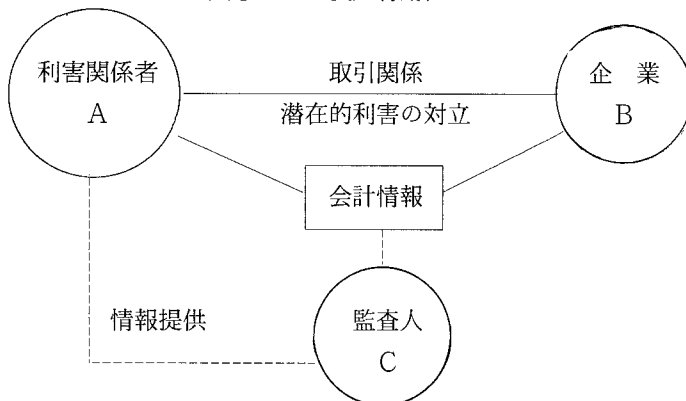
「経営者は株主と債権者に対して会計責任を負っている。つまり企業と株主および債権者との間には本質的で潜在的な利害の対立があるので、彼らは経営者が会計責任を遂行したとの保証を監査人に求めるのである。財務諸表を開示する責任を経営者よりもむしろ監査人に負わせるならば、監査人の役割は不当に変えてしまうであろう。経営者と監査人との間の根本的な役割の分離は、維持されなければならない。」（p.55）

つまり二重責任の原則の背後には、資源の委託者と受託者が存在し、受託者が受託責任の一部を構成する会計責任を遂行したかどうかを評価するために監査人が監査を行うという構図が見えるのである（図①）。このようなモデルをここでは会計責任モデルと呼ぶことにする。このモデルの下で監査人は、受託者がその受託責任を遂行することができるように、場合によっては受託者に対する指導・助言を行う。



図①のようなモデルの他にも、監査の性質を説明するモデルが存在する。そのようなモデルとして次のようなモデルを考えてみる(図②)。ここに一つの企業が存在する。そしてその企業は、投資家や銀行や取引先などと様々な取引関係を結ぼうとする。その際に取引先(投資家等を含んだ広義のもの)は取引相手たる当該企業が果たして取引相手としてふさわしいか(例えば貸し倒れはないか)を考慮するだろう。取引先が利用する当該企業についての情報の一つとして財務諸表が含まれる。しかし情報作成者と情報利用者の間に存在する情報の非対称性から、取引先は情報の質を確かめる手段を持たない。ここに独立の第三者たる監査人が情報の質を評定することによって、取引先は、意思決定に有用な情報を得ることができるのである。このようなモデルを意思決定有用性モデルと呼ぶことにする。このモデルを想定した場合、当該企業が倒産の危機にあるのか否かということは、取引先にとって非常に重要な情報だろう。この場合の取引先は、意思決定に有用な情報さえ入手できればよいのであって、その作成者が経営者であろうと監査人であろうと関係ないのである。

図② 意思決定有用性モデル



ここに述べた2つのモデル⁽¹²⁾は、監査の性質を示すだけでなく、会計に対するアプローチを述べたものである。つまり前者は会計責任アプローチで、後者は意思決定有用性アプローチである。二重責任の原則は、このうちの会計責任アプローチが背景にあると考えられる。現行の会計制度を見ると、意思決定有用性アプローチが浸透していることは明らかである。このような会計における会計責任アプローチから意思決定有用性アプローチへの移行に対応して、

監査人と経営者の責任分担も再考する必要がある。しかし実際には既に、会計責任モデルをベースにした二重責任の原則が、意思決定有用性モデルの下で実質的に空洞化しているのである。このことを以下で論ずることにする。

(2) 意思決定有用性アプローチのもとでの二重責任原則の実質的空洞化

現行の監査基準では、監査人は財務諸表の信頼性を評定して、その結果を監査報告書に記載することになっている。二重責任の原則を厳格に適用するならば、監査人の評価結果を監査報告書に記載するだけで事足りる。しかし監査人が財務諸表に不満足事項を発見したならば、その不満足事項があった旨と、不満足であると判断した理由および財務諸表への影響を記載しなければならない。財務諸表利用者は、この部分の記載を読むことで、財務諸表の内容上欠落している部分を補って利用することができる⁽¹³⁾。しかしこのような情報を監査人が記載することは、経営者が開示すべき情報を監査人が代わって開示しているということになる⁽¹⁴⁾。この点で、財務諸表の作成責任と評定責任を区分した二重責任の原則は、事実上空洞化しているといえる。このように監査人と経営者の責任分担を規定した二重責任の原則は、継続企業問題を持ち出すまでもなく空洞化しているのである。

では、なぜ継続企業問題だけが、二重責任の原則に照らして監査人の役割を逸脱するといわれるのだろうか。これについては2つの理由が考えられる。第一は、限定事項の根拠に関する情報に含まれる継続企業問題以外の情報がいずれも財務諸表の中の問題であるのに対して、継続企業問題が財務諸表の前提を問題にしているからであると考えられる。そこでは、会計数値の正確性・適正性が評価されるわけではなく、これらの前提となる非会計情報も検証の対象となるのである⁽¹⁵⁾。この点が会計情報の検証を行う監査人にとって不適格な領域であると考えられるのである。

しかし現在の会計は、年金会計をはじめとする会計の様々な分野で見積もりや予測の要素がこれまで以上に大きくなっている。換言すれば会計数値の脆弱性が高くなっているともいえる。このため会計数値の妥当性よりもむしろ会計数値の算出の前提の妥当性が問われるようになってきている⁽¹⁶⁾。このような状況下で監査人は会計情報算出の前提となる非会計情報を監査人は検証しなければならないのである。したがって非会計情報の検証がより重要になっている

という点に関しては、財務諸表内の問題にしる、財務諸表の前提である継続企業問題にしる共通の問題であるといえる。

もう一つの理由として考えられることは、継続企業問題の影響の重大性によるものである。継続企業問題が企業倒産という事柄に直結するだけに、その（金銭的）影響は他の監査人が扱うべき事象と比較しても、最も大きいものの一つであろう。この点が継続企業監査に対するニーズが増大している要因でもあるのだが、重要性の程度があまりにも大きいので、監査人が扱いかねる問題となっているのである。現在の財務諸表監査は試査を前提としているために、質的・量的にみて重要な項目を検証するという重要性の原則に基づいて実施されている。しかし継続企業問題に関する限り、重要性の程度が大きすぎて扱えないといういわば重要性の原則のパラドックスというべき状況に陥っているのではないだろうか。

このように考えていくと、二重責任の原則を根拠にした継続企業問題への消極的対応は事実上無意味であるどころか、逆に有害であると言える。という二重責任の原則の空洞化により、意思決定有用性モデルの下での経営者と監査人の責任分担についての原則が、不明確になっているといえる（特に解説的情報について〔注13参照〕）。その一方で監査人が扱うべき継続企業問題はあまりにも重要であるため、このような責任分担の曖昧な状況はむしろ監査人の法的リスクを増大することになる。したがって、二重責任の原則に代わる有用性モデルを前提にした責任分担原則の構築が急務であるといえる。

4. 継続企業監査からのインプリケーション

会計責任モデルに基づいた二重責任の原則が、意思決定有用性モデルの下で空洞化していることを指摘した。しかし日本においては商法による会計制度が証取法・税法と並んで確立されているため、アメリカのような意思決定有用性モデルへの直線的な移行は妥当ではない。むしろ日本においては、2つの監査モデル（加えて背景にある会計的アプローチ）を明確に峻別した上で、監査人の責任を規定する原則を構築する必要があることを示している。つまり監査制度上で言い換えると、会社法監査（日本では商法特例法監査）と証券取引法監査の明確な峻別の必要性を示唆している。

日本では、証取法監査と商法特例法監査の両方が適用される会社の監査においては、証取法監査をベースに商法特例法監査特有の項目のみを補うことで効率的に監査を実施している。また監査制度の上からも、1991年の監査基準の改訂により、商法特例法監査と証券取引法監査の一元化の方向へ向かっている。

しかし継続企業問題は、この2つの監査が本来別の監査モデルに基づくことを改めて明らかにした。2つの監査の一元化は、監査人にとって監査の効率化を促進するメリットはある。しかしこの一元化は、継続企業問題への抜本的な対応にはむしろ逆効果であり、日本でも存在するが顕在化していないだけだと思われる監査の期待ギャップをむしろ潜在的に拡大する方向へ働くと考えられる。第二店頭市場の開設に見られるように、企業倒産をある程度想定した証券市場へと変化しようとしている環境下において、このような一元化はむしろ逆効果であることを示唆するものである。

【主要参考文献】

- ・ AAA, *A STATEMENT OF BASIC ACCOUNTING THEORY*, AAA, 1966. (飯野利夫訳『基礎的会計理論』国元書房, 1969年)
- ・ AAA, *A STATEMENT OF BASIC AUDITING CONCEPTS*, AAA, 1973. (鳥羽至英訳『基礎的監査概念』国元書房)
- ・ AIA, *Codification of STATEMENTS ON AUDITING PROCEDURE*, AIA, 1951.
- ・ AICPA, *CODIFICATION OF STATEMENTS ON AUDITING STANDARDS*, CCH, 1993.
- ・ AICPA, *The Expectations Gap Standard*, AICPA, 1993.
- ・ 安藤英義「会計の統計化現象」『企業会計』第45巻9号, 1993年9月。
- ・ Biggs, S.F., M.Selfridge, and G.R.Krupka, "A Computational Model of Auditor Knowledge and Reasoning Processes in the Going-Concern Judgment," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.12, Sup., 1993.
- ・ Boritz, J.E., *The "Going Concern" Assumption: Accounting and Auditing Implications*, CICA, 1991.
- ・ Breif, R., "The Accountant's Responsibility in Historical Perspective," *The Accounting Review*, April, 1975.

- ・Campbell, J.E. and J.F.Mutchler, "The "Expectations Gap" and Going-Concern Uncertainties," *Accounting Horizons*, March 1988.
- ・千代田邦夫『アメリカ監査論』中央経済社, 1994年。
- ・The Commission on Auditors' Responsibilities, *Report, Conclusions, and Recommendations*, AICPA, 1978. (鳥羽至英訳『財務諸表監査の基本的枠組み 見直しと勧告』白桃書房, 1990年。)
- ・FASB, *Statements of Financial Accounting Concepts*, No. 1,
- ・八田進二「監査人の責任問題に関する予備的考察」『産業経理』Vol.51, No. 3, 1991.
- ・Hill, J.W., M.B.Metzger and J.G.Wermert, "THE SPECTRE OF DISPROPORTIONATE AUDITOR LIABILITY IN THE SAVINGS AND LOAN CRISIS," *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.5, No. 2, 1994.
- ・井尻雄士『会計測定の理論』AAA, 1975年。
- ・石原俊彦『監査意見形成の基礎』中央経済社, 1995年。
- ・伊藤邦雄「負債会計の進展にみる現代会計のチャレンジャー忍び寄るバルネラビリティ(脆弱性)とパラドックス」『企業会計』第46巻8号, 1994年 8月。
- ・古賀智敏『情報監査論』同文館, 1990年。
- ・Merino, B.D. and S.Y.Kenny, "AUDITOR LIABILITY AND CULPABILITY IN THE SAVINGS AND LOAN INDUSTRY," *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.5, No.2, 1994.
- ・森實『リスク指向監査論』税務経理協会, 1992年。
- ・Moizer, P., "AN ETHICAL APPROACH TO THE CHOICES FACED BY AUDITORS," *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 6, 1995.
- ・内藤文雄『監査判断形成論』中央経済社, 1995年。
- ・Stevens, M., *THE BIG SIX*, Dominick Abel Literary Agency Inc., 1991. (邦訳 明日山俊秀・長沢彰彦訳『ビッグ・シックス』日本経済新聞社, 1992年。)
- ・瀧田輝己「監査についての期待ギャップとゴーイング・コンサーン」『企業会計』Vol.47, No.10, 1995.
- ・田村義則「店頭登録特則銘柄制度の創設」『商事法務』No.1397, 1996年 8月 5日号。

- ・鳥羽至英「監査理論モデルの形成」『会計』1991年3月。
- ・鳥羽至英『監査基準の基礎』白桃書房, 1992年。
- ・鳥羽至英「アイベック倒産・粉飾事件 その意義と残された課題」『監査役』No.342, 1994年12月25日号。
- ・Wallace, W.A., “Whose Power Prevails in Disclosure Practices? ”, *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.11, Supplement, 1992.
- ・White, G.T., J.C.Wyer and E.C.Janson, “Uncertainty Reporting - Impact of Proposed Changes,” *The CPA Journal*, September 1987, pp.46-52.

(注)

- (1) 第二店頭市場の概要については田村(1995)参照。
- (2) 企業の存続能力についての評価は、英語では Going Concern Judgment (Biggs, et.al.[1993]) と呼ばれているが、日本では継続企業監査(内藤[1995]) と呼ばれているのでここではそれに従う。
- (3) 例えば鳥羽(1992)参照。
- (4) 日本においても、アイベック社のケースがこれにあたる。同社の倒産に関連した監査上の問題点については鳥羽(1994)参照。
- (5) 貯蓄貸付組合の倒産として有名なものに、1984年に倒産したベバリー・ヒルズ貯蓄貸付組合のケースがある。この倒産のプロセスはStevens(1991)に詳しい。
- (6) アメリカにおける公認会計士に対する訴訟の状況として千代田[1994]によれば、「AICPAは、公認会計士業界全体としては1992年8月現在、約300億ドル(3兆7,500億円)の損害賠償額が請求されていると推定した」と述べている。
- (7) Boritz(1991)によれば、1984-1989年の間にゴーイング・コンサーンに関して財務諸表の注記で開示を行ったカナダの企業213社のその後について以下のような結果が示されている。

ゴーイング・コンサーンに関する開示なし	55社	
ゴーイング・コンサーンに関する開示の継続	66	121社
上場廃止／取引停止	25	
会社更正手続・整理計画・破産提議	22	
財政再建・リストラクチャリング・再組織化	20	
テイクオーバー・合併	19	
活動停止／資産売却	6	92
破産		0
		213社

(Boritz[1991], p.6, 171-196)

- (8) Boritz (1991) によれば、前記のカナダ213社のうち、その後監査人の変更を行った会社は12社にすぎない。
- (9) Boritzは、7名の洗練された財務諸表利用者と5名の監査人を対象に調査を行った。財務諸表利用者の内訳は、3名はオンタリオ証券委員会、2名は証券アナリスト、2名は銀行役員である。監査人はいずれも、大規模会計事務所のオンタリオ事務所のパートナーかマネージャーである。
- (10) 注7および8参照。
- (11) AIA (1951) ならびにSAS No.1 Section110.02参照。
- (12) 鳥羽 (1991) によれば、前者を受託者監視説、後者を企業取引担保説として説明している。
- (13) 鳥羽 (1992) によれば、このような情報を解説的情報と呼んでいる。
- (14) 例えばSAS58によれば、不適切な開示を理由に限定事項が付される場合の監査報告書は次のようになる。
 「会社の財務諸表は、[脱漏している開示の内容を記載]を開示していない。我々の意見では、この情報の開示は、一般に認められた会計原則によって要求されているものである。
 我々の意見では、前節に述べた情報の脱漏を除いて、…」(下線は筆者)
 この下線部の情報は本来経営者が開示すべき情報を監査人が代わって開示していると解釈できる。
- (15) SAS59において、監査人が被監査会社の継続企業としての存続能力に重大な疑義を抱かせる事象として、次のものをあげている。
 - ・負の趨勢—経常的な営業損失、運転資本の不足など。
 - ・財政悪化に陥る他の指標—借入または類似の契約における債務不履行など。
 - ・内部要因—特定のプロジェクトの成否への完全な依存など。
 - ・既に発生している外部要因—訴訟など。
 継続企業問題における監査人の判断としては、(1)継続企業としての存続能力に重大な疑義がある判断させた事象や要因、(2)かかる事象によって引き起こされる影響、(3)それらの事象の重要性についての経営者の評価とそれらを軽減させる要因、が財務諸表に開示されているか否かである。したがって継続企業問題は、監査人にとっては開示の適正性を判断することとなるのである。
- (16) 会計数値の脆弱性の高まりについては、伊藤 (1994) 参照。また安藤 (1993) はこのような動向を会計の統計化現象と呼んでいる。